

令和3年1月7日

学生の皆さんへ

令和3年1月12日以降の授業実施方法について

現在、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」警戒度は【4】を継続し、各地で新型コロナウイルス新規感染者数が増加をしております。また、1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に緊急事態宣言が発出されました。

これらのことに伴い、1月12日以降の授業については原則遠隔授業（一部対面授業）を実施します。

この予測ができない状況下、学生皆さんの健康・安全を優先し、同時に皆さんが学び続けるための方法として、このような対応になることのご理解とご協力をお願いします。

令和3年1月12日以降の授業実施方法

期 日：令和3年1月12日～

実施方法：原則遠隔授業（一部対面授業）

※対面授業を実施する際は授業担当者より連絡しますので、その際は感染拡大防止対策を徹底のうえ、各キャンパスの通学再開ガイドラインを遵守し、通学してください。

※対面授業を実施する際に、緊急事態宣言が発出された1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に居住している学生は、感染リスクを回避するとともに、公共交通機関の利用や通学に心配がある場合は遠隔で受講もできますので、授業担当者へ連絡してください。

また、新型コロナウイルス感染症についてはまだ見えない状況もありますが、これまでの経験等を踏まえ、本学の「授業等対応・行動指針」を改訂しましたので、別途「群馬医療福祉大学・群馬医療福祉大学短期大学部 授業等対応・行動指針(令和3年1月6日改訂版)」も確認してください。現在は「第4段階」です。

自分の身体を守り、家族や友人等の身体を守る行動をお願いします。

感染を拡大させないために、引き続き以下の感染拡大防止の徹底をお願いします。

- ・こまめに手洗い、うがい、手指消毒をする。
- ・毎日の検温及び健康観察を行う。(健康観察記録表に記入)
- ・毎日の行動を記録する。(行動記録表に記入)
- ・咳エチケット（マスク着用）をする。
- ・授業及びそれ以外でも校舎内は定期的な換気を行う。
※本町キャンパスについては環境に応じた対応とする。
- ・人との距離を一定間保つ。(ソーシャルディスタンス)

- ・各キャンパスの通学再開ガイドラインを改めて確認し、感染防止対策を徹底する。
- ・飲食を伴う懇親会や大人数、長時間の飲食を禁止する。
- ・アルバイト先で感染対策が徹底されていない場合は当面禁止とする。
- ・マスクなしで会話をしない。
- ・狭い空間での共同生活では定期的な換気と消毒を徹底する。
- ・居場所の切り替わりではマスクを着用、換気をし、3密を回避する。
- ・生活に必要な以外の不要不急の外出を自粛する。

群馬医療福祉大学

群馬医療福祉大学短期大学部

群馬社会福祉専門学校